

駅務機器遠隔システム整備事業 補足仕様書

(総則)

第1条 本業務において催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(業務費内訳明細書)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、この契約締結後速やかに、業務費内訳明細書（以下「内訳書」という。）を作成し、神戸市交通局（以下「甲」という。）に提出しなければならない。

2 内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(臨機の処置)

第3条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ担当職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を担当職員に直ちに通知しなければならない。

3 担当職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第4条 目的物の引渡し前に、目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第5条 本業務において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(構成員の責任)

第6条 乙が共同企業体である場合は、乙がこの契約の履行に関して締結した共同企業体協定書により、この契約を連帯して履行するものとする。

(代表者の義務)

第7条 前条に規定する場合においては、甲は、催告、監督、指示、契約代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とし、乙の代表者へ通知した事項は、すべて他の構成員にも通知したものとみなすものとする。また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(甲の請求による設計の変更)

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、設計の完成前、完成後を問わず、乙に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。
- 2 甲が、工期の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 前2項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、委託契約約款第38条に基づき、契約金額を変更できるものとする。

(乙の請求による設計の変更)

- 第9条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。
- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(部分払い)

- 第10条 甲は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、委託業務（契約金額100万円以上かつ工期3カ月以上の委託業務に限る。）の完成前に、出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料（以下「出来高部分」という。）につき、内訳書の単価に基づいて計算した契約金額相当額（以下「出来高額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより、部分払をすることができる。ただし、前金払をした場合にあっては、次の算式により計算した額を支払金額から控除する。

$$(\text{控除すべき額}) = \text{出来高額} \times \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}}$$

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「契約金額相当額」とあるのは「請求代金相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除し

た額」とするものとする。

(債務負担行為にかかる契約の部分払いの特則)

- 第11条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第10条の規定を準用する。この場合において、「前払金」とあるのは「当該会計年度に係る前払金」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と読み替えるものとする。
- 2 第1項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えたときは、乙は、翌会計年度の当初に当該超過額を部分払として請求することができる（この規定による部分払の額を以下「出来高超過額」という。）。
 - 3 第1項及び第2項の場合において、乙は、甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第12条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、委託契約約款第6条の2及び第6条の3の規定を準用する。この場合において、「**履行期限**」とあるのは「各会計年度において施工すべき期間の末日」と、「**契約金額**」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、第11条第2項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、乙は、甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に前金払を請求することはできない。
 - 3 第1項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、乙は、出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払を請求することができない。
 - 4 前項に規定する場合において、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまでの前払金の保証期限の延長については、委託契約約款第6条の3第1項の規定を準用する。
 - 5 前4項の場合において、設計図書に特別の定めがあるときは、乙は、それにしたがって、前金払を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「**支払限度額**」という。）は、別表左欄のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。
- 2 各会計年度の出来高予定額は、別表右欄のとおりとする。
 - 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

別表（第 13 条関連）

年度	支払限度額	出来高予定額
令和 7 年度	〇円	〇円
令和 8 年度	〇円	〇円
令和 9 年度	〇円	〇円